

新中間処理施設整備検討会議規約

(目的)

第1条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）が新たな一般廃棄物中間処理施設整備を進めるため、新中間処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(検討体制)

第2条 検討会議は、十勝管内19市町村のごみ担当課長等で組織する。

(会議)

第3条 検討会議は組合の事務局長が召集し、議長となる。

2 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 議長が必要と認めるときは、有識者等に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

4 会議の開催概要を組合ホームページに掲載する。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

(委任)

第5条 この規約に定めのあるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成29年7月28日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月15日から施行する。

附則

この規約は、令和3年10月22日から施行する。